

鹿児島市建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

(目的)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、CCUS活用拡大を図る「CCUS活用工事」の試行に当たり必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・下 請 企 業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。
- ・技 能 者：元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
- ・CCUS登録事業者：元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者：元請又は下請企業の技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率： $\text{CCUS登録事業者の数} / \text{元請、下請企業の数}$
- ・登録技能者率： $\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$
- ・就業履歴蓄積率： $\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数} / \text{工事現場へ入場した技能者の数}$
- ・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- ・現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カード（カードタッチ費用）タッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

第3条 CCUS活用工事は、以下のとおり試行する。

1 対象工事

建設局が発注する公共工事（単価契約工事は除く）のうち、受注者が希望する工事を対象とする。

2 試行内容

1の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組

む旨を希望した場合は、発注者は、下表のとおり指標ごとの目標基準を指定するものとし、当該基準を全て達成した場合は、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	基準
登録事業者率	70%
登録技能者率	60% (50%：建築工事及び設備工事)
就業履歴蓄積率	30%

3 基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して2に掲げる各指標に係る基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、目標基準の達成状況を確認するものとする。

4 工事成績評定への反映

受注者が2に掲げる全ての指標に係る基準を達成した場合は、工事成績評定書の考査項目運用表「創意工夫」において、評価するものとする。

5 未達成項目の報告等

受注者が2に掲げるいずれかの指標に係る基準を達成しなかった場合は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策（別紙1）を工事完成書類提出時に発注者に報告させるものとする。

6 特記仕様書の施工条件明示

対象工事の発注に当たっては、特記仕様書において条件明示を行うものとする。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。